

お支払い事例 ～入っていてよかった、森林保険～

山火事に自然災害、避けられなくても備えはできます。ぜひ森林保険をご利用ください。



火災 令和3年 群馬県(ヒノキ42年生)

契約面積 3.55ha 1年あたり保険料 (付保率 70%) 26,676 円/年

実損面積 2.38ha お支払いした保険金 6,214,180 円

森林火災の約7割が、空気が乾燥して雨が少ない冬から春にかけて発生しています。



風害 令和元年 千葉県(スギ31年生)

契約面積 0.16ha 1年あたり保険料 (付保率 100%) 1,119 円/年

実損面積 0.16ha お支払いした保険金 454,000 円

強風にさらされたり、風が収束しやすい地形で特に被害を受けやすく、被害が面的に広がる傾向にあります。



雪害 令和2年 長野県(スギ57年生)

契約面積 1.38ha 1年あたり保険料 (付保率 100%) 7,406 円/年

実損面積 0.43ha お支払いした保険金 956,492 円

森林保険では、豪雪や積雪、なだれ、雨氷による幹折れ、根返りなどの損害に備えることができます。



干害 令和4年 京都府(スギ2年生)

契約面積 3.07ha 1年あたり保険料 (付保率 100%) 21,045 円/年

実損面積 2.79ha お支払いした保険金 2,817,900 円

干害は植栽後間もない幼齢林に発生しやすく、被害のほとんどをI齢級(1～5年生)が占めます。

※4 実損面積…損害木の専有面積のことを指します。(損害区域面積×損害率)

次のような場合には、保険金支払いの対象となりません

- 倒木起こし等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
- 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫害等によるものと認められる損害
- 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損(10～15%)による損害
- 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失により生じたとき
- 保険契約者又は被保険者が、契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年(平成22年3月31日以前の契約については2年)経過したとき
- 損害が戦争その他の変乱又は地震により生じたとき
- 保険金のお支払い額が1契約内訳当たり4,000円未満のとき